

企業立地課
直通：092-643-3499
内線：3761、2630
担当：甲野、大塚

金融・資産運用特区における規制緩和を 活用したベンチャー・ファンド1号設立！

～全国初！福岡県・福岡市の提案に基づく特例の活用～

福岡県・福岡市は、昨年6月に「金融・資産運用特区」に選定され、国の規制改革制度を活用しながら産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」※による国際金融機能の誘致を加速させていくこととしています。

この度、株式会社 Power Angels が福岡県・福岡市の提案によって実現した特例「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」を全国で初めて活用し、ベンチャーファンド1号を設立しました。同社は「TEAM FUKUOKA」35社目の誘致企業となります。

これを受け、服部知事が下記のとおりコメントを出しましたのでお知らせします。

※ 福岡への国際金融機能の誘致に向けて、産学官がそれぞれの特性を活かしながら、オール福岡で機運醸成などの環境づくりやプロモーション活動を進めていくための推進組織。

1. ベンチャーファンド1号設立に係る服部知事コメント

株式会社 Power Angels がこの度、福岡県・福岡市の提案により実現した特例措置を活用した全国初のファンドを設立されたことを心からお慶び申し上げます。

この特例措置により、プロ向けベンチャー・ファンドに対するエンジェル投資家の出資規制が緩和されることで、幅広いファンドの設立が可能となります。

株式会社 Power Angels には、この特例措置を最大限活用していただき、福岡を拠点として、投資の拡大やスタートアップ支援を更に推進されることを期待しています。

福岡県としても、産学官で構成する「TEAM FUKUOKA」による国際金融機能の誘致に取り組むことで、スタートアップや成長産業への資金供給を行い、更なる付加価値の創出と企業の成長につなげるグローバルエコシステムの形成を目指しております。

これにより生み出された資金が還流することで、スタートアップや県内企業の成長、さらには新たな企業を呼び込む好循環を作ってまいります。

2. ベンチャーファンド概要

ファンド名称 : P Aファンド1号

ファンドサイズ: 約1億円

運用期間 : 10年間(延長の可能性あり)

企業リリース: <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/0000000002.000153657.html>



3. ファンド運営事業者

株式会社 Power Angels

設立: 平成30年11月(令和6年12月に東京より本社移転)

所在地: 福岡市博多区博多駅前4-15-6-4F

概要: 300名以上のエンジェル投資家が所属するコミュニティを運営

H P: <https://power-angels.com/>



4. 「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」の制度概要

これまで個人投資家等は、プロ向けのベンチャー・ファンド※への出資額が全体の出資額の2分の1未満に制限されていたところ、認定事業者が組成するベンチャー・ファンドではこの制限がなくなります。

これにより、これまで以上に幅広いファンドの設立が可能となり、ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野の拡大や、スタートアップへの成長資金の供給の拡充が期待されます。

※ベンチャー・ファンド: 届出で組成可能でかつ非上場会社への株式投資等に80%超を出資するファンド

【参考 出典：内閣府ホームページ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/punch/venturefund.pdf>】

《プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和》

「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

規制改革の内容

特例措置前

プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。

特例措置

区域内に主たる営業所又は事務所を有する事業者が区域内で行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、

- ① M&A・IPO等の実務経験のある者
 - ② 認定経営革新等支援機関
 - ③ これらの資産管理会社等
- について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**

効果

・ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
・「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
⇒スタートアップへの**投資機会**、**成長資金**の供給の拡充

規制改革の概要

通常

出資制限のない投資家
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



出資総額の**1/2未満**に制限

プロ向けのベンチャー・ファンド

特例措置

出資制限のない投資家
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



投資家の裾野拡大（投資機会の拡充）

出資額の制限なし

プロ向けのベンチャー・ファンド

成長資金の供給の拡充